

令和4年度大阪市国民健康保険運営協議会第2回総会 会議要旨

1 日 時 令和5年2月1日（水）午後2時から

2 場 所 大阪市役所 屋上階（P1階）会議室

3 出席者

（委員）

・被保険者を代表する委員

新井委員、石部委員、鈴木委員、東山委員、福井委員、福本委員、若林委員、涌田委員

・保険医又は保険薬剤師を代表する委員

後藤委員、利森委員、松本委員、吉岡委員

・公益を代表する委員

竿田委員、杉田委員、立見委員、永井委員、西委員、服部委員、藤岡委員、宮脇委員

・被用者保険等保険者を代表する委員

稲村委員、川隅委員

（福祉局）

中谷保険年金担当部長、渡邊保険年金課長、岡本国保収納対策担当課長、

吉野国保保健事業担当課長、春名保険年金課長代理、木村国保収納対策担当課長代理、

藤井国保広域化担当課長代理、七堂保健副主幹、

井上国保収納対策担当課長代理兼財政局税務部収税課市債権収納担当課長代理、

その他関係職員

4 会議内容

（1）令和5年度 大阪市国民健康保険事業にかかる諮問について

事務局から諮問事項について説明後、質疑及び意見交換を行った。

《諮問事項1》国民健康保険料の基礎賦課額等の賦課割合について

令和5年度の国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額について、所得割45%、被保険者均等割33%、世帯別平等割22%とする。

併せて、介護納付金賦課額の賦課割合を所得割45%、被保険者均等割55%とする。

《諮問事項2》国民健康保険料の賦課限度額の改定について

国民健康保険料の基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の63万円を65万円に改める。

国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の19万円を20万円に改める。

《諮問事項3》 出産育児一時金の支給額改定について

出産育児一時金の支給額について、現行の40万8千円を48万8千円に改定する。

《答申》

別添「答申 令和5年度大阪市国民健康保険事業について」のとおり、答申を受けた。

(2) 報告事項について

事務局から報告後、質疑応答を行った。

《報告事項》

報告1 保険料の軽減判定所得基準の改正について

- ・ 保険料の軽減判定所得基準の改正

報告2 令和5年度の大阪市の取り組みについて

- ・ 保険料収納率の推移
- ・ 保険料収納率向上に向けた取り組み（令和5年度）
- ・ 医療給付費の適正化に向けた取り組み（令和5年度）
- ・ 特定健康診査・特定保健指導・その他の保健事業